池田町（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

公　告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和８年11月５日

長野県知事　阿　部　守　一

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ上田国分店

上田市国分字上沖66番１ほか

２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目２番１号

３　変更しようとする事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）

位置	収容台数（台）
図面番号－３　建物配置図（変更前）	26

（変更後）

位置	収容台数（台）
図面番号－４　建物配置図（変更後）	26

（注）位置は届出書添付の図面のとおり

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）

位置	容量（㎥）
図面番号－３　建物配置図（変更前）	31.5

（変更後）

位置	容量（㎥）
図面番号－４　建物配置図（変更後）	31.5

（注）位置は届出書添付の図面のとおり

４　変更する年月日

令和８年10月８日

5　届出年月日

令和８年10月７日

6　届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・ＩＴ振興課又は上田地域振興局商工観光課

7　縦覧の期間

令和８年11月５日から令和９年３月４日まで

8　意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年５月19日付け12産振第137号）様式第８号による。

9　意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・ＩＴ振興課又は上田地域振興局商工観光課

産業立地・ＩＴ振興課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和８年11月５日

長野県松本建設事務所長　下　倉　正　弘

1　許可年月日

令和８年９月14日　長野県指令８都第30－４号

2　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字片丘字源蔵7539－２

3　開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘堅石2146－254　フレグランス奥原101

下　平　一　美

都市・まちづくり課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和８年11月５日

長野県教育委員会教育長　武　田　育　夫

1　随意契約に係る特定役務の名称及び数量

特別支援学校校務支援システム更改業務　一式

2　契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名　称　長野県教育委員会事務局特別支援教育課

(2) 所在地　長野市大字南長野字幅下692－２

3　随意契約の相手方を決定した日

令和８年10月５日

4　随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名　称　エスエイティーティー株式会社

(2) 所在地　東京都千代田区神田三崎町１－３－12

5　随意契約に係る契約金額

65,545,388円

6　契約の相手方を決定した手続

随意契約

7　随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第１号該当

特別支援教育課

令和８年（2026年）11月５日発行（毎週月・木曜日発行。ただし休日の場合は翌日）
発行　長　野　県　〒380-8570（専用番号）長野市大字南長野字幅下692の２　電話026（232）0111